

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成26年5月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）」連載第4回目

昭和56年「一声の 注意し合える 明るい職場」

平成10年「やる気 守る気 つづける気 健康づくりでいきいき職場」



☆「心・身体」仕事とプライベート、切り替えスイッチは大丈夫ですか？

お休みがあつたりなかったり・・・湿度や気温も上下したり。なんとなくダルく感じてしまうような月ではないですか？身体をほぐして梅雨前後のこの時季を上手に乗り切り、体調を整えて頑張っていきましょう！

♥青ジソ数枚・グレープフルーツ半分・ショウガ少し・りんご半分くらいをジューサーにかければ「青ジソ・ジンジャーエール：ドリンク」の出来上がり♥肩こり・腰痛・神経痛に効果があります。（味は微妙かも知れませんが・・・）イライラ・不眠にも効果がありますよ。ぜひ試してみてください。（体調・アレルギーにはご注意ください。）

◆労災豆知識（一人親方さん用）

労災保険って？

*現場の事故なら、すべて労災対応になりますか？

・一人親方労災特別加入における建設業とは「土木、建築その他の工作物の建設・改造・保存・現状回復・修理・変更・破壊若しくは解体またはその準備の事業」と定義されています。建設業には、大工・左官・とび・塗装等多くの職種がありますが、建設業の一人親方労災特別加入が可能な業務は、特に職種の限定はなく、あくまで上記建設業の定義で判断されます。労災加入中の建設業に従事中の事故は、労災補償対象になりますが、建設現場内でのケガであっても、補償の対象にならない場合もあります。従事していた作業内容が「上記建設業定義の範囲外」の場合には、労災が受けられないこととなりますので、作業時には注意が必要です。たとえば「造園工事・・・ではなく、植木の剪定のみを請け負った場合」「建設現場のビル窓の清掃のみをしていた場合」などは建設業の定義からはずれ、労災補償の対象にはなりません。建設関係とは違う作業を請け負うことがある場合は、特に安全には注意して下さい。

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
(安達社会保険労務士事務所)

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！H/P <http://www.oyakatar.jp/>